

(目的)

第1条 この規則は、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(路上喫煙等制限重点地区の指定等の告示及び周知)

第3条 条例第6条第4項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 路上喫煙等制限重点地区（以下「重点地区」という。）の指定又は当該重点地区の変更若しくは指定の解除をする区域の範囲

(2) 重点地区の指定又は当該重点地区の変更若しくは指定の解除をする効力が生ずる日

2 市長は、前項に規定する告示を行ったときは、標識を設置する等適切な方法によりその旨を周知するものとする。

(喫煙場所の指定等)

第4条 条例第7条第3項に規定する申請は、指定喫煙場所に係る申請書（様式第1号）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、別に定める基準により審査した上で、指定喫煙場所としての指定の可否を決定し、その結果について指定喫煙場所に係る通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(喫煙場所の指定等の公表及び周知)

第5条 条例第7条第5項に規定する公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、市のホームページ等を活用し、公表するものとする。

(1) 喫煙場所の指定 指定する喫煙場所の所在地及び指定をする効力が生ずる日

(2) 喫煙場所の変更 喫煙場所の変更内容及び変更をする効力が生ずる日

(3) 喫煙場所の指定の解除 指定を解除する喫煙場所の所在地及び解除をする効力が生ずる日

2 市長は、前項の規定により公表を行ったときは、掲示物の掲示等適切な方法によりその旨を周知するものとする。

3 市長は、喫煙場所の管理者に指定喫煙場所ステッカー（様式第3号）を交付し、見やすい場所に貼付させるものとする。

(報告及び調査)

第6条 市長は、条例第7条第3項の規定により指定された喫煙場所の管理者（以下「管理者」という。）に対し、必要があると認めるときは、当該喫煙場所に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

(喫煙場所の変更)

第7条 管理者は、条例第7条第4項に規定する変更をするときは、指定喫煙場所変更・解除届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出の内容について適正であると認めたときは、指定喫煙場所変更承認通知書（様式第5号）により管理者に通知するものとする。

(喫煙場所の指定の解除)

第8条 市長は、指定した喫煙場所について、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

(1) 管理者が条例第7条第4項に規定する解除を希望し、指定喫煙場所変更・解除届出書を提出したとき。

(2) 前条の規定による変更の届出により、当該喫煙場所の適正な維持管理が困難であると認められるとき。

(3) 第6条の規定による報告、資料の提出又は現地調査により、当該喫煙場所として適正な維持管理が困難であると認められるとき。

- (4) 正当な理由がなく、第6条の規定による報告、資料の提出又は現地調査を拒否したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により指定を受けたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定によりその指定を解除するときは、指定喫煙場所解除通知書（様式第6号）により管理者に通知するとともに、指定喫煙場所ステッカーの返還を求めるものとする。
（指導）

第9条 条例第10条第1号から第3号までのいずれかに該当する者に対する指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第10条第4号に該当する者に対する指導は、口頭又は文書により行うものとする。
（勧告）

第10条 条例第11条に規定する勧告は、勧告書（様式第7号）を交付して行うものとする。
（身分証明書の携帯等）

第11条 条例第12条に規定する指導員は、身分証明書（様式第8号）を携帯しなければならない。

2 前項に規定する指導員は、関係者から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 重点地区及び喫煙場所の指定に係る手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号から様式第8号まで（省略）